

国

職業能力開発基本計画

- 国（厚生労働省）が、職業能力開発促進法第5条の規定により策定する「職業能力の開発」に関する基本となるべき計画
- 現行計画は第12次計画（計画期間：5年、令和8～12年度） ※R8.3.31付け策定

県

沖縄県職業能力開発計画

- 沖縄県が国の計画に基づき策定する計画で、県内において、県及び国が実施する職業能力開発施策の基本的方向性を定める計画。（職業能力開発促進法第7条）
- 現行計画は第11次計画（計画期間：5年、令和3～7年度） ⇒ **国の計画を踏まえて、第12次計画を策定**

第11次沖縄県職業能力開発計画（令和3～7年度）

基本方向

産業を支える強靱な土台をつくる

1 産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進

- 1 産業DXの加速化に向けたデジタル活用人材の育成
- 2 ITや新たな技術を活用した職業訓練等の推進
- 3 企業・業界におけるリスクリングの推進

2 産業動向等に対応した人材育成

- 1 観光分野における職業能力開発
- 2 IT分野における職業能力開発
- 3 ものづくり分野における職業能力開発
- 4 介護・福祉分野における職業能力開発
- 5 地域の産業振興を支える人材の育成

3 全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進

- 1 若年者の職業能力開発及びキャリア教育
- 2 女性の職業能力開発
- 3 中高年齢者の職業能力開発
- 4 障がい者の職業能力開発
- 5 ひとり親家庭への職業能力開発
- 6 非正規雇用労働者等の職業能力開発
- 7 外国人材の職業能力開発
- 8 就職やキャリアアップに特別な支援を要する方への支援
- 9 大量の離職者が発生した際の職業能力開発

4 労働者の自律的・主体的なキャリア形成支援

- 1 リカレント教育等の学び直しの支援
- 2 キャリアコンサルティングの推進

5 技能継承の促進

- 1 技能検定制度の普及・促進
- 2 技術・技能が尊重される社会づくり

職業能力開発促進法第5条第3項

「職業能力開発基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件および労働能率の状態等を考慮して定めなければならない。」

(労働法コンメンタール「職業能力開発促進法改訂8版」より)

1 技能労働者等の労働力の需給の動向

- ・ 技能労働者等の労働者に関する需要と供給の関係の将来における変化の展望をいう

2 経済の動向、労働市場の推移等

- ・ 経済の動向は、特に労働力の需給を基本的に決定するもの
- ・ 労働市場の推移は、労働力一般の需給関係の変化を、求人、求職の関係として示すもの
- ・ 労働力の供給を規定するものとして、人口の出生率や平均余命、高校や大学への進学率、職業訓練以外の教育訓練によって供給される労働力の動向等が考えられる

3 長期見通し

- ・ 計画期間や見通しの得られる資料の精度に応じた適切な期間についての見通し

4 労働条件および労働能率の状態

- ・ 労働条件は、賃金など労働に対する供給に影響を及ぼすもの
- ・ 労働能率は、機械化、IT化等による労働の変化、職業訓練、職業応力検定等によって開発、向上されるべき技能の水準等について影響を及ぼす

審議スケジュール案

